

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由								
11	<p>表中</p> <p>表中</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 岡山県及び県警察</p> <table border="1"> <tr> <td>県警察 笠岡警察署</td> <td>5 行方不明者の捜索及び遺体の検視・死体調査、 身元確認等</td> </tr> </table> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話 株式会社 岡山支店</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び 遺体の検視・死体調査 、 身元確認等	西日本電信電話 株式会社 岡山支店	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 岡山県及び県警察</p> <table border="1"> <tr> <td>県警察 笠岡警察署</td> <td>5 行方不明者の捜索及び遺体の検視・死体調査、 身元確認等</td> </tr> </table> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>NTT西日本 株式会社 岡山支店</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び 遺体の検視 ・ 死体調査 、 身元確認等	NTT西日本 株式会社 岡山支店	(略)	<p>岡山県警察本部からの修正意見</p> <p>社名変更に伴う修正</p>
県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び 遺体の検視・死体調査 、 身元確認等											
西日本電信電話 株式会社 岡山支店	(略)											
県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び 遺体の検視 ・ 死体調査 、 身元確認等											
NTT西日本 株式会社 岡山支店	(略)											
16	12	<p>第5節 笠岡市の防災環境</p> <p>1 自然条件</p> <p>(2) 気候</p> <p>(略) 年間平均気温は 16.6℃，年降雨量 <u>889.5</u> mmと少なく(略)</p>	<p>第5節 笠岡市の防災環境</p> <p>1 自然条件</p> <p>(2) 気候</p> <p>(略) 年間平均気温は 15.7℃，年降雨量 1055.1 mmと少なく(略)</p>	<p>山地方気象台からの修正意見</p>								
		<p>3 災害履歴</p> <p>(3) 備考</p> <p>(略) 笠岡市では警戒体制に移行した。15日17時00</p>	<p>3 災害履歴</p> <p>(3) 備考</p> <p>(略) 笠岡市では警戒体制に移行した。15日17時00</p>									

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
20	下 2	分に <u>気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> の呼びかけ終了が発表され、笠岡市の警戒体制を解除した。	分に「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> 」発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけが終了し、笠岡市の警戒体制を解除した。	岡山地方気象台からの修正意見
23	表中	第 6 節 地震・津波被害想定 第 1 項 断層を震源とする地震 1 笠岡市防災アセスメント調査について（平成 9 年～10 年度） （4）建物被害及び火災被害 想定被害：南海道地震 全半壊棟数（計）： <u>120</u> 棟	第 6 節 地震・津波被害想定 第 1 項 断層を震源とする地震 1 笠岡市防災アセスメント調査について（平成 9 年～10 年度） （4）建物被害及び火災被害 想定被害：南海道地震 全半壊棟数（計）： <u>119</u> 棟	誤植の修正
27	下 17	第 7 節 南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定 第 1 項 南海トラフを震源とする地震 1 南海トラフ地震の巨大地震の被害想定調査について この南海トラフを震源とする地震は、約 100～150 年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから <u>75 年近く</u> が経過しており、南海トラフにお	第 7 節 南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定 第 1 項 南海トラフを震源とする地震 1 南海トラフ地震の巨大地震の被害想定調査について この南海トラフを震源とする地震は、約 100～150 年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから <u>約 80 年</u> が経過しており、南海トラフにお	岡山地方気象台からの修正

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
27	下 15	<p>ける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの規模の地震が発生する確率は <u>70%～80%</u>とされており、その発生が危惧される場所である。</p> <p>本県において今回算定した被害想定は、(略) 県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。</p> <p>しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。</p>	<p>る次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部による地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価では、南海トラフ全体で今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの規模の地震が発生する確率は 80%程度とされており、その発生が危惧される場所である。</p> <p>本県において推計した被害想定は、(略) 県独自の詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。</p> <p>ただし、南海トラフ巨大地震の発生頻度は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。</p>	<p>意見</p> <p>岡山地方気象台からの修正意見</p> <p>県防災計画に整合</p>
	下 13			
	下 12			
31	下 7	<p>第 3 項 岡山県の震度分布図</p> <p>◎ 岡山県の震度分布図</p> <p>国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを</p>	<p>第 3 項 岡山県の震度分布図</p> <p>◎ 岡山県の震度分布図</p> <p>国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	4	<p>用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや<u>県内の公共工事等で取得したボーリングデータ</u>を追加し、より詳細に地盤情報を把握したうえで、岡山県独自の推計を行った。</p>	<p>用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データ<u>等</u>を追加し、より詳細に地盤情報を把握したうえで、岡山県独自の推計を行った。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
32	4	<p>1 地震による被害 (略) 岡山県では、過去数十年間、震度6弱を超えるような<u>大きな地震動</u>は経験していない。(略)</p>	<p>1 地震による被害 (略) 岡山県では、過去数十年間、震度6弱を超えるような<u>強い地震動</u>は経験していない。(略)</p>	<p>岡山地方気象台からの修正意見</p>
33	下3	<p>第4項 岡山県の液状化危険度分布図 ◎ 岡山県の液状化危険度分布図 (略) 東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。<u>液状化危険度の判定には、PL値を用いている。PL値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。</u>推計は震度分布図と同じく250mメッシュ単位で行っている。</p>	<p>第4項 岡山県の液状化危険度分布図 ◎ 岡山県の液状化危険度分布図 (略) 東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。<u>液状化危険度の判定には、PL値を用いている。PL値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。</u>推計は震度分布図と同じく250mメッシュ単位で行っている。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
35	4	第5項 岡山県の津波浸水想定図 1 <u>地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）</u>	第5項 岡山県の津波浸水想定図 1 地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）	県防災計画に整合
	8	<u>今回</u> 県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により（略）国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」 <u>により</u> 、次のとおり設定している。	<u>今回</u> 県で想定した津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により（略）国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」 <u>に基づき</u> 、次のとおり設定している。	
	13	<u>（追記）</u>	1 地震後、全堤防等が破壊された場合（パターン1）	
35	14	（1）堤防等の条件設定について ・ <u>護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震によりすべて破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。</u>	（1）堤防等の条件設定について ・ 護岸、防波堤、大規模な水門等は、十分な耐震性等を有するものを除き、地震により全て破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。	県防災計画に整合
16	・堤防は、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときはすべて破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。	・堤防は、 <u>十分な耐震性等を有するものを除き</u> 、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときはすべて破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。		
36	1	（2）推計結果 ア 津波高 ※津波高＝設定潮位（朔望平均 <u>万</u> 潮位）＋津波の高さ	（推計結果） ア 津波高 ※津波高＝設定潮位（朔望平均 <u>満</u> 潮位）＋津波の高さ	誤植の修正

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
37	16	2 <u>地震後、津波が堤防等を越流すれば堤防等が破壊される</u> 場合（パターン2）	2 <u>津波が越流すると堤防等が機能しなくなる</u> 場合（パターン2）	県防災計画に整合
41	表中	第6項 笠岡市の人的・物的被害想定結果 3 ライフライン被害 市想定：被災1 <u>ヶ</u> 月後 県想定：被災1 <u>ヶ</u> 月後 国想定（パターン2）：被災1 <u>ヶ</u> 月後	第6項 笠岡市の人的・物的被害想定結果 3 ライフライン被害 市想定：被災1 <u>か</u> 月後 県想定：被災1 <u>か</u> 月後 国想定（パターン2）：被災1 <u>か</u> 月後	誤植の修正
43	表中	5 生活支援等 ア 避難者：1 <u>ヶ</u> 月後	5 生活支援等 ア 避難者：1 <u>か</u> 月後	誤植の修正
51		第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着 1 基本方針 (略)	第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着 1 基本方針 (略)	岡山県県民生活部からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	15	<p>なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者などの要配慮者への広報や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ）などの要配慮者への広報や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。</p> <p>(略)</p>	
52	12	<p>2 対策</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>エ 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が (略)</p> <p>オ 市は、災害発生時に、<u>指定</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、(略)</p>	<p>2 対策</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>エ 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ）等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が (略)</p> <p>オ 市は、災害発生時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、(略)</p>	<p>岡山県県民生活部からの修正意見</p> <p>県防災計画に整合</p>
下 12		<p>コ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>コ (略)</p> <p>サ 住民は、地域における過去の地震・津波による被害</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
53	下 11	<p>サ 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に（略）</p>	<p>状況を始め、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。</p> <p>また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>シ 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>項目新設に伴う項目名の修正</p>
57	7	<p>第3項 防災ボランティア養成等計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>第3項 防災ボランティア養成等計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
58	2	<p>2 対策</p> <p>(1) ボランティアの養成・登録</p> <p>[県, 市]</p> <p>県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時の登録</u>、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>2 対策</p> <p>(1) ボランティアの養成・登録</p> <p>[県, 市]</p> <p>県及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。</p> <p>また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。さらに、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
58	6	<p>(2) ネットワーク化の<u>推進</u></p>	<p>(2) ネットワーク化の推進</p>	<p>誤字修正</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
58	<p>13</p> <p>16</p> <p>16</p>	<p>[県，市]</p> <p>県及び市は，災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため，災害中間支援組織，被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの（略）</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>また，社会福祉協議会，災害中間支援組織等関係機関との間で，被災家屋からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p>[県，市]</p> <p>県及び市は，災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため，ボランティアの自主性を尊重しつつ，災害中間支援組織，被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの（略）</p> <p>また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</p> <p>さらに、社会福祉協議会，災害中間支援組織等関係機関との間で，被災家屋等からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
62	<p>下1</p>	<p>第6項 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また，医療・福祉対策との連携の下で要配慮者の速やかな支援を行うための協力体制の確立等を（略）</p>	<p>第6項 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また，医療・福祉対策との連携の下で要配慮者の速やかな支援を行うための協力体制の確立等を（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
63	下 1	<p>2 対策</p> <p>(1) 避難行動要配慮者等の把握，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>[市]</p> <p>(略) 計画の活用に支障が生じないように，個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>市は，<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>また，市防災計画に定めるところにより，(略)</p>	<p>2 対策</p> <p>(1) 避難行動要配慮者等の把握，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>[市]</p> <p>(略) 計画の活用に支障が生じないように，個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>市は，被災者支援業務の迅速化・効率化のため，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>また，市防災計画に定めるところにより，(略)</p>	県防災計画に整合
64	下 18 下 15	<p>(略) 関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など，必要な配慮をする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>市は，地区防災計画が定められている地区において，(略) 両計画の一体的運用が図られるよう努める。</p> <p>市は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を避難場所から指定避難所，<u>あるいは一般の指定避難所から</u></p>	<p>(略) 関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など，必要な配慮をする。</p> <p>市は，被災者支援業務の迅速化・効率化のため，避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</p> <p>市は，地区防災計画が定められている地区において(略) 両計画の一体的運用が図られるよう努める。</p> <p>市は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を避難場所から指定避難所等，あるいは一般の指定避難所か</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	<p>下 15</p> <p>下 10</p> <p>下 9</p>	<p><u>さらに</u>、市は、高齢者、障がいのある人等の（略）情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。<u>また</u>、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。</p>	<p><u>また</u>、市は、高齢者、障がいのある人等の（略）情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。</p> <p><u>さらに</u>、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人への避難支援等が適切に行えるよう努める。</p>	
68	下 8	<p>第 7 項 物資等の確保計画</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 7 項 物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄</p> <p>市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
68	下 8	<p><u>1 物資の備蓄・調達</u></p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u>特に、交通の途絶等によ</p>	<p>一、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p><u>2 物資の調達，供給活動</u></p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋，その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>り地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める<u>ものとし、国（消防庁）はこれを支援する。</u></p>	<p>急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、国の新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</p>	
69	<p>1 2 4 5 10</p>	<p>2 体制の整備</p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平常時</u>のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>備蓄拠点</u>を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>県は、発災時において、広域物資輸送拠点を、被災した市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、<u>避難所</u>までの輸送体制を確保する。</p> <p>県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、</p>	<p>3 体制の整備</p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平時</u>のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、<u>物資拠点</u>を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>県は、発災時において、広域物資輸送拠点を、被災した市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。</p> <p>県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、</p>	<p>県防災計画に整合及び項目新設に伴う項目番号の修正</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	11	事前に <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、（略）援のための準備に努める。	事前に 新物資システム（B-P L o） を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、（略）のための準備に努める。	
	15	<u>3</u> 被災地支援に関する知識の普及	4 被災地支援に関する知識の普及	
73	下 13	第 8 項 津波災害予防計画 第 1 津波に係る防災知識の普及 1 津波からの避難行動に関する知識 （略）地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波注意報でも避難する必要があること	第 8 項 津波災害予防計画 第 1 津波に係る防災知識の普及 1 津波からの避難行動に関する知識 （略）地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報・ 津波警報 を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては津波注意報でも避難する必要があること	岡山地方気象台からの修正意見
74	4	4 家庭内での備蓄等 （1）住宅の耐震化、「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等 <small>の備蓄</small> 、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備（略）	4 家庭内での備蓄等 （1）住宅の耐震化、 耐震ブレーカーの設置 、「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等 <small>の備蓄</small> 、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備（略）	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 5	5 学校等においては、住んでいる地域の特徴や（略） さらに、公民館等の社会教育施設の活用などにより、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。（略）	5 学校等においては、住んでいる地域の特徴や（略） さらに、公民館等の社会教育施設の活用など、 自主防災組織や防災士等 の地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。（略）	
75	13	第3 要配慮者への配慮 防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者などの要配慮者に十分配慮し（略）	第3 要配慮者への配慮 防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人、外国人、旅行者、 セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ） などの要配慮者に十分配慮し（略）	岡山県県民生活部からの修正意見
76	下 5 下 1	第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 2 対策 （2）訓練の実施 災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。	第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 2 対策 （2）訓練 等 の実施 災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 さらに、復興事前準備を講ずる。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
77	下 9	<p>第 1 初動体制の確立</p> <p>(1) 緊急初動班</p> <p>ア 緊急初動班については危機管理<u>部</u>危機管理課が統轄する。</p> <p>(2) 班員の指定</p> <p>イ 班員は、震度 4 以上又は長周期地震動階級 <u>4</u> の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務箇所に自主参集する。</p>	<p>第 1 初動体制の確立</p> <p>(1) 緊急初動班</p> <p>ア 緊急初動班については危機管理<u>監</u>危機管理課が統轄する。</p> <p>(2) 班員の指定</p> <p>イ 班員は、震度 4 以上又は長周期地震動階級 <u>3</u> の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務箇所に自主参集する。</p>	<p>令和 7 年 4 月の市の組織変更を反映</p> <p>誤植の修正</p>
78	4 下 14	<p>第 2 非常時の処理権限の委譲</p> <p>(1) 本庁の措置</p> <p>災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における市本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位をあらかじめ定める。</p> <p>第 1 位 副市長 第 2 位 <u>総務部長</u> 第 3 位 <u>危機管理部長</u> 第 4 位 <u>政策部長</u></p> <p>(2) 非常体制の職員配備</p> <p>イ 職員は、勤務時間外において震度 5 強以上や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき <u>又は自主判断に</u></p>	<p>第 2 非常時の処理権限の委譲</p> <p>(1) 本庁の措置</p> <p>災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における市本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位をあらかじめ定める。</p> <p>第 1 位 副市長 第 2 位 <u>危機管理監</u> 第 3 位 <u>総務部長</u> 第 4 位 <u>建設部長</u> 第 5 位 <u>市民生活部長</u></p> <p>(2) 非常体制の職員配備</p> <p>イ 職員は、勤務時間外において震度 5 強以上や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったときは、直ちに勤務</p>	<p>令和 7 年 4 月の市の組織変更を反映</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		より、直ちに勤務箇所に <u>出勤</u> するものとする。	箇所に <u>自動参集</u> するものとする。	
79	下5 下1	<p>第5 関係機関の整備</p> <p>イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>あげた</u>体制の構築に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5 関係機関の整備</p> <p>イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>挙げた</u>体制の構築に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>エ 県及び市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	用語の整理 県防災計画に整合
80	下17	<p>(2) 防災関係機関相互の連携</p> <p>ア 災害が発生した場合の災害応急対策、(略)連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、</p>	<p>(2) 防災関係機関相互の連携</p> <p>ア 災害が発生した場合の災害応急対策、(略)連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、<u>県及び市町村は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、</u></p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		実効性の確保に留意する。(略)	防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める。併せて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。(略)	
81	4	ウ 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに(略)	ウ 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、 災害 廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに(略)	県防災計画に整合
81	16	エ (略) オ (略) <u>(新設)</u>	エ (略) オ (略) カ 県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。	県防災計画に整合
81～		<u>カ～ス</u>	キ～セ	項目新設

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
82				に伴う項目名の修正
82	16	<u>(新設)</u>	<p>ソ 市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の強化に努める。</p> <p>タ 市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</p>	県防災計画に整合
82	下7 下3	<p>第6 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>ア 津波注意報発表時，津波警報発表時</p> <p>本 庁 危機管理部，総務部，建設部</p> <p>出先機関 白石島出張所，北木島出張所，真鍋島出張所</p> <p>ウ 勤務時間外の職員配備</p> <p>職員は，勤務時間外に津波警報等（大津波警報，津波警報）の発表をテレビ，ラジオ等で知ったときは，</p>	<p>第6 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>ア 津波注意報発表時，津波警報発表時</p> <p>本 庁 危機管理課，総務部，建設部</p> <p>出先機関 白石島出張所，北木島出張所，真鍋島出張所</p> <p>ウ 勤務時間外の職員配備</p> <p>職員は，勤務時間外に津波警報等（大津波警報，津波警報）の発表をテレビ，ラジオ等で知ったときは，</p>	令和7年4月の市の組織変更を反映

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		勤務箇所に参集する。	勤務箇所に自動参集する。	
84	下 1	<p>第 2 項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段</p> <p>[市]</p> <p>エ (略)</p> <p><u>オ (新設)</u></p> <p>オ (略)</p>	<p>第 2 項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段</p> <p>[市]</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 沿岸ライブカメラを活用して、住民に情報提供を行う。</p> <p>カ (略)</p>	県防災計画に整合
85	下 8	<p>第 2 市本部の情報収集連絡体制</p> <p>(2) 情報収集の方法</p> <p>オ (略)</p> <p><u>オ (新設)</u></p>	<p>第 2 市本部の情報収集連絡体制</p> <p>(2) 情報収集の方法</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 市は、沿岸ライブカメラや高所カメラを活用し、情報収集を行う。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
88	下 15	<p>第3項 救助，救急，医療体制整備計画</p> <p>第3 医療体制</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 組織・体制の整備</p> <p>県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動，DMAT指定機関との「おかやまDMATの<u>出動</u>に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣（略）</p>	<p>第3項 救助，救急，医療体制整備計画</p> <p>第3 医療体制</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 組織・体制の整備</p> <p>県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動，DMAT指定機関との「おかやまDMATの<u>派遣</u>に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p>
97	6	<p>第5項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ，災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や，避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の<u>観感染症対策</u>の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>第5項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ，災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や，避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の<u>観感染症対策</u>の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p>岡山県保健医療部からの修正意見</p>
99	5	<p>2 対策</p>	<p>2 対策</p>	<p>県防災計</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>(略) また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p><u>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>(略) また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、</p> <p>(略)</p>	<p>画に整合</p>
104	1	<p>第9項 緊急輸送活動計画</p> <p>1 基本計画</p> <p>(略) 市町村が開設する地域内輸送拠点を経て各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、(略)</p>	<p>第9項 緊急輸送活動計画</p> <p>1 基本計画</p> <p>(略) 市町村が開設する地域内輸送拠点等を経て各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	16	<p>2 対策</p> <p>(2) 道路啓開の迅速化</p> <p>(略)また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。</p>	<p>2 対策</p> <p>(2) 道路啓開の迅速化</p> <p>(略)また、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。</p>	
111	9	<p>第13項 津波避難計画</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 避難情報等の伝達</p> <p>(略) Lアラート（災害情報共有システム）の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。</p>	<p>第13項 津波避難計画</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 避難情報等の伝達</p> <p>(略) Lアラート（災害情報共有システム）の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット、スマートフォンアプリ、津波フラッグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。</p>	<p>県防災計画に整合及び岡山地方気象台からの修正</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
				意見
114	1	第3節 地震・津波に強いまちづくり 第3項 ライフライン（上下水道等）施設予防計画 第1 上水道施設	第3節 地震・津波に強いまちづくり 第3項 ライフライン（上下水道等）施設予防計画 第1 上水道施設	
121	2	2 対策 ウ 緊急時の給水の確保 （略）	2 対策 ウ 緊急時の給水の確保 （略）	
121	8	基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。 このため、配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われたように緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等の整備を検討する。 <u>（追記）</u>	基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設や福山市との間に整備した緊急時連絡管によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。 （削除）	県防災計画に整合
121	11	<u>（追記）</u> エ （略）	市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。 エ （略）	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p><u>(新設)</u></p>	<p>オ 資機材の整備等 民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</p>	
122	8	<p>第2 下水道施設 2 対策 オ (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第2 下水道施設 2 対策 オ (略) カ 資機材の整備等 民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			<p>災後に迅速に復旧できるよう，上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど，上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに，宅内配管についても迅速に復旧できるよう，あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</p>	
122	下 10	<p>第 4 項 廃棄物処理体制整備計画 2 対策 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 (略) なお，今後新たに発生する大規模災害による知見等を踏まえて<u>適宜改訂を行うものとする。</u></p>	<p>第 4 項 廃棄物処理体制整備計画 2 対策 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 (略) なお，今後新たに発生する大規模災害による知見等を踏まえて必要に応じて，災害廃棄物処理計画の見直しを行い，計画の実効性の向上に努めるものとする。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
122				

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
125	14	<p>第5項 危険物施設等災害予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 石油類施設災害予防対策</p> <p>(3) 輸送対策</p> <p>[消防機関, 県警察]</p> <p>消防機関及び警察は, 石油類の輸送に係る事故対策を強化するため, <u>輸送中のタンクローリー, 携行缶運搬車両に対して</u>, 石油類輸送車両合同取締等を実施する。</p>	<p>第5項 危険物施設等災害予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 石油類施設災害予防対策</p> <p>(3) 輸送対策</p> <p>[消防機関, 県警察]</p> <p>消防機関及び警察は, 石油類の輸送に係る事故対策を強化するため, 輸送中のタンクローリー, 携行缶運搬車両に対して, 石油類輸送車両合同取締等を実施する。</p>	岡山県警察本部からの修正意見
126	下 12	<p>第4 放射性施設災害予防対策</p> <p>[<u>文部科学省, 経済産業省, 消防庁, 中国経済産業局,</u> 県, 県警察, 消防機関]</p>	<p>第4 放射性施設災害予防対策</p> <p>[文部科学省, 経済産業省, 消防庁, 中国経済産業局, <u>原子力規制委員会,</u> 県, 県警察, 消防機関]</p>	岡山県環境文化部からの修正意見
128	14	<p>第8項 津波災害予防計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) 約3時間程度となっているものもあるが, 想定条件の元で計算された事例結果であり, <u>想定を超える</u>可能性がある。(略)</p>	<p>第8項 津波災害予防計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) 約3時間程度となっているものもあるが, 想定条件の元で計算された事例結果であり, <u>想定より早まる</u>可能性がある。(略)</p>	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
130	14	<p>第9項 地盤災害予防計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>《岡山県被害想定結果からの課題》</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>においては、崩壊の危険性が高く想定される箇所をはじめとした崩壊防止対策の実施が必要とされる。(略)</p>	<p>第9項 地盤災害予防計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>《岡山県被害想定結果からの課題》</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険区域</u>においては、崩壊の危険性が高く想定される箇所をはじめとした崩壊防止対策の実施が必要とされる。(略)</p>	岡山地方気象台からの修正意見
	下3	<p>2 対策</p> <p>(1) 地すべり，急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画 [県]</p> <p>ア 地すべり予防計画 (略)</p> <p>国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び<u>危険箇所</u>に対して，地すべり等防止法に基づき，地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて災害を防止する。</p>	<p>2 対策</p> <p>(2) 液状化危険地域の予防計画 [県]</p> <p>ア 地すべり予防計画 (略)</p> <p>国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び<u>土砂災害警戒区域(地すべり)</u>に対して，地すべり等防止法に基づき，地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて災害を防止する。</p>	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
131	2 9	<p><資料 1 - 9 <u>地すべり危険箇所</u>></p> <p>イ 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画</p> <p>県は、危険度の高い急傾斜地に対しては、急傾斜地の崩壊による（略）</p> <p>県、市その他関係機関は、<u>崩壊危険箇所</u>について平素からパトロールを実施するとともに、（略）</p>	<p><資料 1 - 9 <u>土砂災害警戒区域</u>></p> <p>イ 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画</p> <p>県は、危険度の高い急傾斜地に対しては、急傾斜地の崩壊による（略）</p> <p>県、市その他関係機関は、<u>土砂災害警戒区域（急傾斜）</u>について平素からパトロールを実施するとともに、（略）</p>	岡山地方気象台からの修正意見
132	6 下 2	<p>（3）造成地の予防計画</p> <p>[市]</p> <p>宅地の造成に関しては、都市計画法、<u>宅地造成等規制法</u>等に基づく指導、監督等を行い、（略）</p> <p>（5）土地利用の適正化</p> <p>イ 土地利用の誘導・規制</p> <p>（略）国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、都市再生特別措置法、<u>宅地造成等規制法</u>等の法令などにより、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p>	<p>（3）造成地の予防計画</p> <p>[市]</p> <p>宅地の造成に関しては、都市計画法、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>等に基づく指導、監督等を行い、（略）</p> <p>（5）土地利用の適正化</p> <p>イ 土地利用の誘導・規制</p> <p>（略）国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、都市再生特別措置法、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>等の法令などにより、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。</p>	岡山県土木部からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																
135	表中	<p>第3章 地震・津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 応急活動体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）初動体制として、<u>自主</u>参集による（略）</p> <p>2 対策</p> <p>第1 防災体制</p> <p>震度階等に基づく防災体制及び職員の配備</p> <p>配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>震度階等</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>（略）</td> <td>危機管理<u>部</u> 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部 <u>上下水道部</u></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	（略）	危機管理 <u>部</u> 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部 <u>上下水道部</u>	（略）	<p>第3章 地震・津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 応急活動体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）初動体制として、<u>職員</u>参集による（略）</p> <p>2 対策</p> <p>第1 防災体制</p> <p>震度階等に基づく防災体制及び職員の配備</p> <p>配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>震度階等</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>（略）</td> <td>危機管理<u>課</u> 政策部 総務部 市民生活部 <u>こども・健康福祉部</u> 建設部 産業部 <u>上下水道部</u></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	（略）	危機管理 <u>課</u> 政策部 総務部 市民生活部 <u>こども・健康福祉部</u> 建設部 産業部 <u>上下水道部</u>	（略）	<p>語句の適正化</p> <p>令和7年4月の市の組織変更を反映</p>
防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外																	
警戒体制	（略）	危機管理 <u>部</u> 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部 <u>上下水道部</u>	（略）																	
防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外																	
警戒体制	（略）	危機管理 <u>課</u> 政策部 総務部 市民生活部 <u>こども・健康福祉部</u> 建設部 産業部 <u>上下水道部</u>	（略）																	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前				修正後				理由								
		非常体制 (市本部の 設置体制)	(略)	(略)	<u>笠岡市災害 対策本部規 程に掲げる</u>	非常体制 (市本部の 設置体制)	(略)	(略)	自動参集									
136	表中	<p>南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応時点</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)を発表した時点</td> <td> <p>注意体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理<u>部</u>員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。 </td> </tr> </tbody> </table>				対応時点	対応	①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)を発表した時点	<p>注意体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理<u>部</u>員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。 	<p>南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応時点</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)を発表した時点</td> <td> <p>注意体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理<u>課</u>員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。 </td> </tr> </tbody> </table>				対応時点	対応	①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)を発表した時点	<p>注意体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理<u>課</u>員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。 	令和7年4月の市の組織変更を反映
対応時点	対応																	
①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)を発表した時点	<p>注意体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理<u>部</u>員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。 																	
対応時点	対応																	
①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)を発表した時点	<p>注意体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理<u>課</u>員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。 																	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
137	下 13	<p>第 2 緊急初動体制</p> <p>(3) 非常体制への移行措置</p> <p>ア 本庁</p> <p>(ア) 緊急初動班総括責任者は、(略)</p> <p>第 1 位 市長, 第 2 位 副市長, 第 3 位 危機管理 <u>部長</u>, 第 4 位 総務部長</p>	<p>第 2 緊急初動体制</p> <p>(3) 非常体制への移行措置</p> <p>ア 本庁</p> <p>(ア) 緊急初動班総括責任者は、(略)</p> <p>第 1 位 市長, 第 2 位 副市長, 第 3 位 危機管理 <u>監</u>, 第 4 位 総務部長</p>	<p>令和 7 年 4 月の市 の組織変 更を反映</p>
138	6	<p>第 3 災害対策本部</p> <p>(2) 職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、<u>勤務時間外において</u> 震度 5 以上の地震情報や長周期地震動階級 4 の地震 発生情報や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が発表された情報（テレビ、ラジオ放送等）を知った とき又は<u>自主判断により</u>、勤務箇所に出勤する。</p>	<p>第 3 災害対策本部</p> <p>(2) 職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、勤務時間外に<u>市内で</u> 震度 5 以上の地震情報や長周期地震動階級 4 の地震 発生情報や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が発表された情報（テレビ、ラジオ放送等）を知った ときは、勤務箇所に<u>自動参集</u>する。</p>	<p>条件明確 化</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
143	16 20	<p>第4項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 災害時の通信手段</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>① 防災行政無線による地上系移動局</p> <p>⑤ 非常通信の活用</p>	<p>第4項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 災害時の通信手段</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>① 防災行政情報ネットワークによる地上系・衛星系・移動系通信回線</p> <p>⑤ 非常通信の実施</p>	県防災計画に整合
150	下11	<p>第6項 広域応援</p> <p>2 対策</p> <p>第1 応急活動の応援要請</p> <p>(1) 市長の応援要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第6項 広域応援</p> <p>2 対策</p> <p>第1 応急活動の応援要請</p> <p>(1) 市長の応援要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請</p> <p>市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する</p>	県防災計画に整合

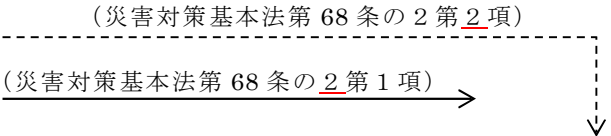
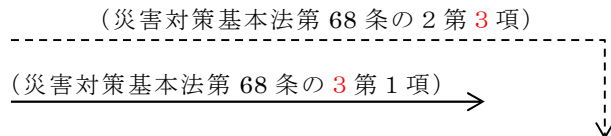
笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

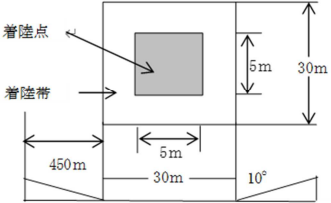
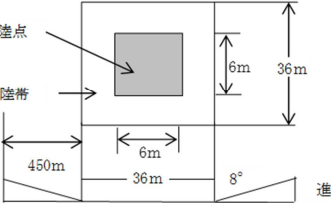
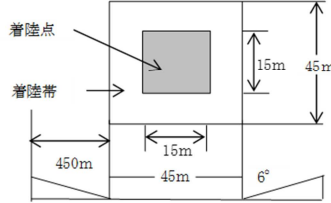
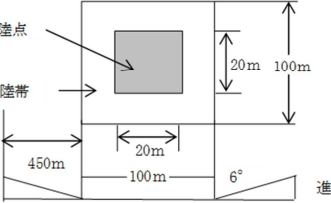
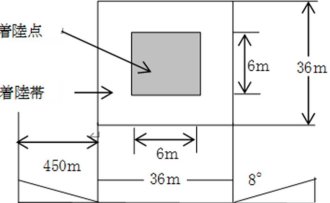
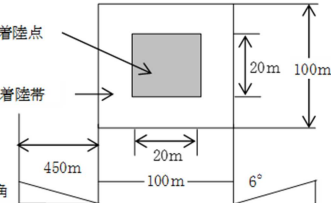
頁	行	修正前	修正後	理由
150	下 11 下 6	<p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p>	<p>応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p>この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。(災害対策基本法第 68 条の 2 関係)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p>	<p>項目新設に伴う項目名の修正</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
151	4	<p>(2) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>知事は、県内における災害応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長等に対し応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。(災害対策基本法第70条第3項関係)</p>	<p>(2) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>知事は、県内における災害応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長等に対し応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。当該応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、当該応援又は災害応急対策を実施する。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。(災害対策基本法第74条第4項関係)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
157	図中	<p>第7項 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>2 対策</p> <p>(4) 災害派遣要請等手続き</p> <p>エ 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(災害対策基本法第68条の2第2項)</p> <p>(災害対策基本法第68条の2第1項) →</p> 	<p>第7項 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>2 対策</p> <p>(4) 災害派遣要請等手続き</p> <p>エ 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(災害対策基本法第68条の2第3項)</p> <p>(災害対策基本法第68条の3第1項) →</p> 	<p>県防災計画に整合</p>

頁	行	修正前	修正後	理由
160	図中	<p>(5) 災害派遣部隊の受け入れ</p> <p>(オ) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合には、次の点について準備する。</p> <p>(a) 小型機(OH-6: 観測用)の場合</p>  <p>(b) 中型機(UH-1: 多用途)の場合</p>  <p>(c) 大型機(V-107: 輸送用)の場合</p>  <p>(d) 大型機(CH-47: 輸送用)の場合</p> 	<p>(5) 災害派遣部隊の受け入れ</p> <p>(オ) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合には、次の点について準備する。</p> <p>(a) 中型機(UH-1: 多用途)の場合</p>  <p>(b) 大型機(CH-47: 輸送用)の場合</p> 	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
162	1	<p>第8項 津波災害応急対策計画</p> <p>2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）</p> <p>（略）防災行政無線，全国瞬時警報システム（J－ALERT），Lアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ，インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。</p>	<p>第8項 津波災害応急対策計画</p> <p>2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）</p> <p>（略）防災行政無線，全国瞬時警報システム（J－ALERT），Lアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ，インターネット，津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p>	岡山地方気象台からの修正意見
164	下2	<p>第2節 緊急活動</p> <p>第1項 救出計画</p> <p>2 対策</p> <p>（4）救出方法</p> <p>[市，消防機関，県警察等防災機関]</p> <p>（略）上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等，現場の特性に応じた効果的な救出活動に努める<u>こととする</u>。</p>	<p>第2節 緊急活動</p> <p>第1項 救出計画</p> <p>2 対策</p> <p>（4）救出方法</p> <p>[市，消防機関，県警察等防災機関]</p> <p>（略）上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等，現場の特性に応じた効果的な救出活動に努める。生命又は身体に対する重大な危険が切迫し，位置情報取得が不可欠であると認められる場合，救助の目的のため，携帯電話事</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。	
165	12	<p>(6) ペット等動物の保護 [県（保健医療部）]</p> <p>県は、<u>飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護・収容について、災害時には、動物愛護センターが情報収集を行うとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への相談対応等について、</u>（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら、対応する。</p> <p>また、特定動物の収容は、<u>届け出施設については、動物園等と連携をとりながら対応する。</u></p>	<p>(6) ペット等動物の保護 [県（保健医療部）]</p> <p>県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への相談対応等について、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。</p> <p>また、特定動物の収容は、許可施設と連携をとりながら対応する。</p> <p>さらに、放浪している家庭動物の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
167	<p>14</p> <p>18</p> <p>下 10</p>	<p>第3項 救急・医療計画</p> <p>第1 医療体制</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県]</p> <p>(略) 被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。(略)</p> <p>また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。(略)</p> <p>さらに、災害急性期にDMATの<u>出勤</u>を要請した場合及びDPATの受入・派遣を決定した場合等において、(略)</p>	<p>第3項 救急・医療計画</p> <p>第1 医療体制</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県]</p> <p>(略) 被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。(略)</p> <p>また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。(略)</p> <p>さらに、災害急性期にDMATの派遣を要請した場合及びDPATの受入・派遣を決定した場合等において、(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
168	8	<p>(2) 救護所の設置・救護班の編成</p> <p>[消防機関]</p> <p>消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMATの<u>出動</u>を要請する。</p>	<p>(2) 救護所の設置・救護班の編成</p> <p>[消防機関]</p> <p>消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMATの<u>派遣</u>を要請する。</p>	県防災計画に整合
171	下10 下9	<p>第2 医薬品等の供給</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の確保</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>[岡山県赤十字血液センター]</p> <p>岡山県赤十字血液センターは、<u>的確な情報収集に努め、県及び市等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。</u></p> <p>また、岡山県赤十字血液センターは、必要に応じ中四国ブロッ</p>	<p>第2 医薬品等の供給</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の確保</p> <p>[県（保健医療部）、市、赤十字血液センター]</p> <p>県、市及び県赤十字血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。</p> <p>[岡山県赤十字血液センター]</p> <p>岡山県赤十字血液センターは、<u>災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、市、県医師会及び県病院協会等との通信手段の確保に努め、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。</u>また、岡山県赤十字血液センターは、必要に応じ中四国ブロッ</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
171	<p>下 7</p> <p>下 6</p> <p>下 4</p>	<p>ク血液センターと連絡を取り円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。<u>(追記)</u></p> <p>[県]</p> <p>県は、的確な情報収集に努め、市及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。</p>	<p>ク血液センターと連絡を取り円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。<u>その際、輸血用血液製剤緊急輸送車両の確保等のため、県及び市との連携に努める。</u></p> <p><u>さらに、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。</u></p> <p>[県（保健医療部）]</p> <p>県は、的確な情報収集に努め、市及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。<u>また、県は、広域的な需給調整を行う際など、県赤十字血液センターの取組を支援する。</u></p>	<p>県防災計画に整合</p>
175		<p>第 4 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第 1 項 避難方法</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 避難誘導及び一般市民の避難</p> <p>[市]</p> <p>(略) 運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう</p>	<p>第 4 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第 1 項 避難方法</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 避難誘導及び一般市民の避難</p> <p>[市]</p> <p>(略) 運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
178	下 9	<p>第 2 指定避難所の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 指定避難所の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</p> <p>(略)</p>	県防災計画に整合
183	2	<p>第 3 避難所の運営体制</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p> <p>指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め、<u>食事供与の状況</u>、<u>トイレの設置状況等</u>、<u>入浴の機会の提供状況</u>、<u>避難者の生活状況を随時把握</u> 	<p>第 3 避難所の運営体制</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p> <p>指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設当初から状況に応じて、プライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出し 	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
183	4	<p><u>し、必要な対策を講じる。</u></p>	<p>に利用できる学校給食施設等の場所，調理器具や食料を確保することに努めるとともに，快適なトイレの設置状況，し尿処理状況，健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め，必要な対策を講ずる。また，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，ごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，洗濯等の生活に必要なとなる水の確保，福祉的な支援の実施など，必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
	5	<p><u>・ 避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，段ボールベッド，パーティション等の活用状況，（略）栄養バランスのとれた適温の食事や，入浴，洗濯等の生活に必要なとなる水の確保，福祉的な支援の実施，エコノミークラス症候群や感染症に対して必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>（略）</p>	<p>・ 避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，段ボールベッド，パーティション等の活用状況，（略）栄養バランスのとれた適温の食事や，入浴，洗濯等の生活に必要なとなる水の確保，福祉的な支援の実施，エコノミークラス症候群や感染症に対して必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>（略）</p>	
	下 12	<p>・ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに，男女のニーズ</p>	<p>・ 指定避難所等の運営における意思決定の場への女性や子育て家庭の参画を推進するととも</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
187	下 4	<p>第 5 項 道路啓開</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 緊急輸送道路の啓開</p> <p>[国, 県, 市, 西日本高速道路株式会社, 県警察]</p> <p>エ 道路管理者及び県警察は, 啓開作業を実施するに当たり, <u>路上の障害物の除去が必要な場合には, 消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。</u></p>	<p>第 5 項 道路啓開</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 緊急輸送道路の啓開</p> <p>[国, 県, 市, 西日本高速道路株式会社, 県警察]</p> <p>エ 道路管理者及び県警察は, 啓開作業を実施するに当たり, 状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。</p>	県防災計画に整合
191	下 13	<p>第 7 項 消火活動に関する計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震の「揺れ】に伴う火災が, (略) 応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第 7 項 消火活動に関する計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震の「揺れ】に伴う火災が, (略) 応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。</p> <p>消防本部は, 津波警報下での安全・適格な消防活動の実施のため, 県や市の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により, 津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
196	15	<p>第9項 危険物施設等の応急対策計画</p> <p>第4 放射性物質の応急対策</p> <p>(1) 取扱者の措置</p> <p>ア 事故の状況により、<u>文部科学省</u>、<u>経済産業省</u>、原子力規制委員会及び消防庁並びに県内関係機関へ通報する。</p>	<p>第9項 危険物施設等の応急対策計画</p> <p>第4 放射性物質の応急対策</p> <p>(1) 取扱者の措置</p> <p>ア 事故の状況により、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会及び消防庁並びに県内関係機関へ通報する。</p>	岡山県環境文化部からの修正意見
198	17	<p>第11項 緊急輸送計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 輸送ルート確保</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>[道路管理者等]</p> <p>ア 各道路管理者は高速道路、国道、県道、市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い<u>道路機能</u>の確保を図る。</p>	<p>第11項 緊急輸送計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 輸送ルート確保</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>[道路管理者等]</p> <p>ア 各道路管理者は高速道路、国道、県道、市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い<u>緊急車両の通行</u>の確保を図る。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
204	16	<p>第13項 ボランティアの受入，活用計画</p> <p>2 対策</p> <p>[県]</p> <p>県本部に総合ボランティア班を設け，日本赤十字社岡山県支部，岡山県社会福祉協議会，市，市社会福祉協議会及び災害中間支援組織と連携を保ち，被害状況等情報を交換しながら生活支援，医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し，（略）</p>	<p>第13項 ボランティアの受入，活用計画</p> <p>2 対策</p> <p>[県]</p> <p>県本部に総合ボランティア班を設け，日本赤十字社岡山県支部，岡山県社会福祉協議会，市，市社会福祉協議会，災害中間支援組織及び県内各大学と連携を保ち，被害状況等情報を交換しながら生活支援，医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し，（略）</p>	岡山県県民生活部からの修正意見
205	下4	<p>[ボランティアの健康に関する配慮]</p> <p>① 市，関係機関等は，それぞれのボランティアが自らの健康状態等を<u>適格</u>に判断し，無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。</p>	<p>[ボランティアの健康に関する配慮]</p> <p>① 市，関係機関等は，それぞれのボランティアが自らの健康状態等を<u>的確</u>に判断し，無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。</p>	誤字の修正

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
222	下 15	<p>第 3 節 民生安定活動</p> <p>第 8 項 災害時廃棄物等応急処理計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>県及び市は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、<u>最終処分地</u>を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、（略）</p>	<p>第 3 節 民生安定活動</p> <p>第 8 項 災害時廃棄物等応急処理計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>県及び市は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場・最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
228	8	<p>第9項 防疫及び保健衛生計画</p> <p>第2 健康管理</p> <p>2 対策</p> <p>[県]</p> <p>ウ 避難所の高齢者、<u>障害者等</u>の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム(DWAT)</u>や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p>	<p>第9項 防疫及び保健衛生計画</p> <p>第2 健康管理</p> <p>2 対策</p> <p>[県]</p> <p>ウ 避難所等の高齢者、<u>障がいのある人等</u>の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、<u>災害派遣福祉チーム(DWAT)</u>や災害支援ナースを避難所へ派遣する。</p>	県防災計画に整合
230	10	<p>第10項 文教対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) 早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>また、他市町村、他府県等への被災した児童生徒等の受入れについては、(略)</p>	<p>第10項 文教対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) 早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。</p> <p><u>児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-E-S-T)を活用し、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u></p> <p>また、他市町村、他府県等への被災した児童生徒等の受入れについては、(略)</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
235	下 12	<p>(2) 下水道施設応急対策計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 下水道施設応急対策計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 下水道管理者は、災害発生時において、下水道の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
237	17	<p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設</p> <p>[県・市]</p> <p>イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与</p> <p>(エ) 管理</p> <p>(略) 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性をはじめ</u>とする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p>	<p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設</p> <p>[県・市]</p> <p>イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与</p> <p>(エ) 管理</p> <p>(略) 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
242	13 14 16	<p>第3項 公共施設等応急対策計画</p> <p>(3) 交通施設の応急復旧計画 [県・市・西日本高速道路(株)・県警察・西日本旅客鉄道(株)]</p> <p>ア 道路施設の応急対策</p> <p>(ウ) (略) 障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)や応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する<u>ものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u>また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、<u>路上の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。</u></p>	<p>(3) 交通施設の応急復旧計画 [県・市・西日本高速道路(株)・県警察・西日本旅客鉄道(株)]</p> <p>ア 道路施設の応急対策</p> <p>(ウ) (略) 障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)や応急復旧等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
247		<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的</p> <p>1 計画の目的</p> <p>（略）南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格</p> <p>（2）この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議変更）等を踏まえて作成する。</p> <p>3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項</p> <p>以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標としてソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。<u>（追記）</u></p>	<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的</p> <p>1 計画の目的</p> <p>（略）南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格</p> <p>（2）この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月1日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。</p> <p>3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項</p> <p>以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」「命をつなぐ」ことを目標としてソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。なお、被害想定を踏まえ、定性的な分析にとどまらず、定量的な分析などを行うことで推進計画の実</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
247		<p>(2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性が <u>あり、その被害は広域かつ甚大となること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。</u></p>	<p>効性を高めることに努める。</p> <p>(2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性が あること。</p> <p>(3) 高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること。</p> <p>(4) 大都市や離島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること。</p> <p>(5) これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること。</p> <p>(6) 南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
248	4	<p>第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域 (略)</p> <p>【平成26年3月31日内閣府告示第21号】</p>	<p>第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域 (略)</p> <p>【令和7年7月2日内閣府告示第107号】</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
249	11	<p>第3項 南海トラフ地震の被害特徴</p> <p>2 揺れと津波による複合災害</p> <p>強い揺れにより建物が倒壊したところへ津波が来襲するため、複合災害による人的被害の増大が想定される。</p>	<p>第3項 南海トラフ地震の被害特徴</p> <p>2 揺れと津波による複合災害</p> <p>強い揺れや液状化による建物や堤防等の津波防災施設が倒壊・損壊したところへ津波が来襲するため、複合災害による人的被害の増大が想定される。</p>	岡山地方気象台からの修正意見
	下12	<p>4 長周期地震動（<u>最大震度6強</u>）による被害</p> <p>（1）建造物の被害</p>	<p>4 長周期地震動（最大震度6強）による被害</p> <p>（1）建造物の被害</p>	
	下10	<p>長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、ビルなど建造物で相当の被害が懸念される。</p>	<p>長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、高層ビルなど建造物で相当の被害が懸念される。</p>	
	下9	<p><u>（2）堤防等津波防災施設の損壊</u></p> <p><u>強い揺れや液状化による堤防等の津波防災施設の損壊等により、津波浸水被害が拡大するおそれがある。</u></p>	<p>（2）堤防等津波防災施設の損壊</p> <p>強い揺れや液状化による堤防等の津波防災施設の損壊等により、津波浸水被害が拡大するおそれがある。</p>	
下6	<p><u>（3）（略）</u></p>	<p>（2）（略）</p>		

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
251	13	<p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1項 地震発生時の応急対策</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(3) 市長が不在，市長に連絡が取れない場合</p> <p>(略) 市長と市本部の連絡がとれない場合においては，副市長，<u>総務部長</u>，<u>危機管理部長</u>，<u>政策部長</u>の順位で代位し，(略)</p>	<p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1項 地震発生時の応急対策</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(3) 市長が不在，市長に連絡が取れない場合</p> <p>(略) 市長と市本部の連絡がとれない場合においては，副市長，<u>危機管理監</u>，<u>総務部長</u>，<u>建設部長</u>，<u>市民生活部長</u>の順位で代位し，(略)</p>	令和7年4月の市の組織変更を反映
253		<p>第2項 資機材，人員等の配備計画</p> <p>1 物資等の調達手配</p> <p>県は，管内の市町村等における必要な(略)国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。</p> <p><u>2 人員の配備</u></p> <p>市は市内における人員の配備状況を把握し，必要に応じて他機関に人員派遣等を要請するものとする。</p> <p><u>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u></p> <p><u>(1) 防災関係機関は，地震が発生した場合において，市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，あらかじめ必要な資機材の点検，整備及び配備等の計画を作成する。</u></p> <p><u>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は，機関ごとに別に定</u></p>	<p>第2項 資機材，人員等の配備計画</p> <p>1 物資等の調達手配</p> <p>県は，管内の市町村等における必要な(略)国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。</p> <p>2 人員の配備</p> <p>市は市内における人員の配備状況を把握し，必要に応じて他機関に人員派遣等を要請するものとする。</p> <p>3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</p> <p>(1) 防災関係機関は，地震が発生した場合において，市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため，あらかじめ必要な資機材の点検，整備及び配備等の計画を作成する。</p> <p>(2) 機関ごとの具体的な措置内容は，機関ごとに別に定</p>	県防災計画整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
253		<p><u>める。</u></p> <p><u>第3項 他機関に対する応援要請</u></p> <p><u>(1)</u> 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第11項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「広域応援」のとおりである。</p> <p><u>(2)</u> 市は、必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定めるものとする。</p> <p>第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第7項「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>める。</p> <p>第3項 他機関に対する応援要請</p> <p>2 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）」第11項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「広域応援」のとおりである。</p> <p>3 市は、必要があるときは、2に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。</p> <p>第3項 自衛隊の災害派遣</p> <p>(3) 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定めるものとする。</p> <p>第3章「地震・津波災害応急対策計画」第1節「応急体制」第7項「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。</p> <p>第4項 物資の備蓄・調達</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 1		物資備蓄・調達に関する方法等については、第 2 章「地震・津波災害予防計画」第 1 節「自立型の防災活動の促進」第 7 項「物資等の確保計画」に準ずる。なお、物資の備蓄・調達に当たっては、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。	
254	3 7	<p>第 4 節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第 1 項 津波からの防護</p> <p><u>(1) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，地震が発生した場合は直ちに，必要に応じて水門及び閘門の閉鎖を行う。工事中の場合は直ちに工事の中断等の措置を講ずる。また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備，点検その他所要の被災防止措置を講じておく。</u></p> <p><u>(2) 河川，海岸，港湾，及び漁港の管理者は，次の計画に基づき，各種整備を行うものとし，詳細については各管理者が別に定める。</u></p> <p>ア 堤防，水門等の点検方針・計画</p>	<p>第 4 節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第 1 項 津波からの防護</p> <p>（1）河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，地震が発生した場合は直ちに，必要に応じて水門及び閘門の閉鎖を行う。工事中の場合は直ちに工事の中断等の措置を講ずる。また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備，点検その他所要の被災防止措置を講じておく。</p> <p><u>(1) 河川，海岸，港湾，及び漁港の管理者は，次の方針・計画等に基づき，各種整備を行うものとし，詳細については各管理者が別に定める。</u></p> <p>ア 堤防，水門等の点検方針・計画</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
254	12	<p>イ 堤防，水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画</p> <p>ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平時の管理方法</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>イ 堤防，水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画</p> <p>ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平時の管理方法</p> <p>エ 内水排除施設等の管理上必要な操作，非常用発電装置の準備，点検その他所要の被災防止措置</p>	県防災計画に整合
	12	<p><u>（3）市は，津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場の整備について検討する。</u></p>	<p>（2）市は，津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場の整備について検討する。</p>	
	14	<p><u>（4）市は，同報無線等の整備について検討する。</u></p>	<p>（4）市は，同報無線等の整備について検討する。</p>	
	下 13	<p>第2項 津波に関する情報の収集・伝達等</p> <p><u>（1）津波に関する情報が，市内の地域住民，公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客，釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し，正確かつ広範に伝達されること。</u></p> <p><u>この際，障がいのある人や外国人等の要配慮者に配慮するものとする。</u></p>	<p>第2項 津波に関する情報の収集・伝達等</p> <p>（1）津波警報等，避難指示等を伝達する場合は，地理的条件を踏まえつつ，地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと。</p>	
下 8	<p><u>（3）船舶に対する津波警報等の伝達。</u></p>	<p>（3）船舶に対し津波警報等を伝達する場合は，予想され</p>		

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
254	<p>下 7</p> <p>下 6</p> <p>下 5</p> <p>下 5</p> <p>下 4</p>	<p><u>(4) 船舶漁船等の固定，港外退避などの措置。</u></p> <p><u>(5) 市内の被害状況の迅速・確実な把握。</u></p> <p><u>(6) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 3 項 <u>避難対策等</u></p> <p><u>(1) 市は，老人，こども，病人，障がい者等要配慮者に対する支援や外国人，出張者及び旅行者等に対する誘導などについて，支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。</u></p>	<p>る津波の高さ，到達時間等を踏まえ，船舶，漁船等の固定，港外退避等のとるべき措置を併せて示すこと。</p> <p>(4) 船舶漁船等の固定，港外退避などの措置。</p> <p>(5) 市内の被害状況の迅速・確実な把握。</p> <p>(4) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>(5) 必要に応じて，津波フラッグにより，聴覚障害のある人や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際，伝達実施者の安全に配慮する。</p> <p>第 3 項 地域住民等の避難行動等</p> <p>(削除)</p>	<p>県防災計画に整合</p>
255	1	<p><u>「要配慮者等の安全確保計画」については，第 2 章「地震・津波災害予防計画」第 1 節「自立型の防災活動の促進」第 6 項「要配慮者等の安全確保計画」，(略)</u></p> <p><u>「要配慮者支援計画」については，第 3 章「地震・津波災害応急対策計画」第 3 節「民生安定活動」第 1 項</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
255	9	<p><u>「要配慮者支援計画」に準ずる。</u></p> <p><u>(2) 市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。</u></p> <p><u>また、市は、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報を行う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(1) 市は、避難対象地域内の住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。</p> <p>また、市は、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報を行う。</p> <p>ア 津波により避難が必要となることが想定される地域</p> <p>第1章「総則」第7節「南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定」第5項「岡山県の津波浸水想定図」に準ずる。</p>	県防災計画に整合
	13	<p><u>(新説)</u></p> <p><u>具体的には、指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平時から周知し、</u>また、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所や避難路等を示す津波</p>	<p>イ 避難方法</p> <p>市は、指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平時から周知しておく。</p> <p>また、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
255	17	<p>ハザードマップの整備を行い，地域住民等に対し周知を図るものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>や避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，地域住民等に対し周知を図るものとする。</p> <p>ウ 住民等の備え</p> <p>避難対象地域内の住民等は，避難場所，避難経路，避難方法，家族との連絡方法等を平時から確認しておき，津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。</p> <p>エ 避難行動要支援者の避難支援等</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「要配慮者等の安全確保計画」に準ずる。</p> <p>オ 外国人，出張者及び旅行者等の避難誘導等</p> <p>第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第15項「津波避難計画」に準ずる。</p> <p>住民等の避難行動等の検討に当たっては，次の事項に留意する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
255	17	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ア 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。</p> <p>イ 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。</p> <p>ウ 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</p> <p>エ 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</p> <p>オ 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
255	17	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>カ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。</p> <p>第4項 避難場所及び避難所の運営・安全確保</p> <p>県は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組む。</p> <p>1 避難後の救護の内容</p> <p>第3章「地震・津波災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第3項「救急・医療計画」に準ずる。</p> <p>2 避難所開設に関しあらかじめ準備すべき事項</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
255	17	<u>(新設)</u>	<p>第2章「地震・津波災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」及び第3章「地震・津波災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第2項「被災者に対する情報伝達広報計画」に準ずる。</p> <p>3 船舶の避難</p> <p>船舶が沖合に避難するための避難海域については、次のとおりである。</p> <p>○水島海上保安部担任水域</p> <p>水島港周辺海域における避難海域は、児島沖海域、檢疫錨地西側海域及び手島西側海域が適当である。</p> <p>ただし、喫水制限船等余裕水深が得られない船舶については、備後灘及び播磨灘などの広域かつ深水深である海域を避難海域とし、当該海域まで時間的余裕のない場合にあっては、備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及びその周辺海域の十分水深のある海域において一時的に避難できる。</p> <p>なお、児島沖海域は、玉野、坂出方面からの避難海域と重複することとなるため、避難時には他の船舶の動静に十</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
255	17	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>分に注意する。</p> <p>避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。</p> <p>イ 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。</p> <p>ウ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>エ 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。</p> <p>オ 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の</p>	<p>県防災計画に整合</p>
	17	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>		

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要により船舶交通を規制又は禁止する。	また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要により船舶交通を規制又は禁止する。	
257	1 9 下 15 下 10	<p>(2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、可能な限り船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者避難など、安全確保対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 鉄道</p> <p>津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置は次のとおりとする。</p> <p>第7項 市自らが管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者避難など、安全確保対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 鉄道</p> <p>津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置は次のとおりとする</p> <p>第8項 市自らが管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>ア 津波警報等の入場者等への伝達</p> <p>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
257	<p>下 8</p> <p>下 6</p> <p>下 5</p> <p>下 2</p>	<p>(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を<u>検討すること。</u></p> <p>(イ) 避難場所や避難経路，避難対象地区，交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する<u>こと。</u></p> <p><u>なお，施設が海岸近くにある場合には，強い地震を感じたとき，又は弱い地震であっても感じた揺れが長周期のときは，津波警報が発表される前であっても，直ちに避難するよう来場者に対し，伝達する方法を明示すること。</u></p> <p>イ 入場者等の<u>安全確保のための待避等</u>の措置</p> <p>ウ (略)</p>	<p>は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，直ちに避難するよう，入場者等に対し伝達する。</p> <p>(ア) 来場者等が極めて多数の場合は，これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう<u>情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。</u></p> <p>(イ) 避難場所や避難経路，避難対象地区，交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に<u>十分検討すること。</u></p> <p><u>なお，施設が海岸近くにある場合には，強い地震を感じたとき，又は弱い地震であっても感じた揺れが長周期のときは，津波警報が発表される前であっても，直ちに避難するよう来場者に対し，伝達する方法を明示すること。</u></p> <p>イ 入場者等の<u>避難のための措置</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>県防災計画に整合</p>
258	4	<p>キ 非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p>	<p>キ 非常用発電装置の整備，<u>非常用通信手段の確保</u>，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
258	8 9 12 13 下 10	<p>(2) 個別事項</p> <p>ア 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、</p> <p>(ア) <u>避難の安全に関する措置</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 社会福祉施設にあつては、重度障がいのある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の<u>安全の確保のための必要な措置</u></p> <p>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物の対する措置</p> <p>(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が<u>置かれる</u>学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)各施設に共通する事項又は1の(2)個別事項の掲げる措置をとるとともに、<u>市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p>	<p>(2) 個別事項</p> <p>ア 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置をとる。</p> <p>(ア) 当該学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の誘導のための必要な措置</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 社会福祉施設にあつては、重度障がいのある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置</p> <p>なお、各施設等が措置を実施するに当たっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するものとし、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物の対する措置</p> <p>(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)各施設に共通する事項又は1の(2)個別事項の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
258	<p>下 8</p> <p>下 7</p> <p>下 5</p> <p>下 4</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>3 工事中の建築物等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。</p> <p>第8項 迅速な救助</p> <p>1 <u>消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制</u> 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行う。</p>	<p>3 地震発生時の緊急点検及び巡視 地震発生時には津波襲来に備え、次のとおり緊急点検及び巡視を実施する。 緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制については、第3章「地震・津波災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。なお、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</p> <p>4 工事中の建築物等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</p> <p>第9項 迅速な救助</p> <p>1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>県防災計</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
258	下 1	2 <u>緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備</u>	2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備	画に整合
259	1 3 4 6	<p>1 県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制整備を行う。</p> <p>3 <u>実働部隊の救助活動における連携の推進</u></p> <p>県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び<u>港湾・空港</u>等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。</p> <p>4 <u>消防団の充実</u></p> <p>県は、<u>市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育・訓練体制の充実を図る取組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行う。</u></p>	<p>1 県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制整備を行う。</p> <p>3 実働部隊の救助活動における連携の推進</p> <p>県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び<u>空港・港湾</u>等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。</p> <p>4 消防団の充実</p> <p>県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育・訓練体制の充実を図る取組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行う。</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>県防災計画に整合</p>
260		<p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表さ</p>	<p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表さ</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
260	下 10 下 9	<p>交通に関する情報，（略）第 2 項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>交通に関する情報，（略）第 2 項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。</p> <p>地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については，市で定める。</p> <p>なお，周知に当たっては，次の事項に留意する。</p> <p>ア 地域住民等に対し，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には，具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</p> <p>イ 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い，反復継続して行うよう努める。</p> <p>ウ 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については，外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
261	下 17	<p>（5）避難対策等 （略）</p> <p>市における避難後の救護の内容については，第 4 章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第 4 節「津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第 3 項「<u>避難対策等</u>」に準ずる。</p>	<p>（5）避難対策等 （略）</p> <p>市における避難後の救護の内容については，第 4 章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第 4 節「津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第 3 項「<u>地域住民等の避難行動等</u>」に準ずる。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
265	5	<p>(略) 第4節「津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略) 第4節「津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2項「津波に関する情報の伝達等」に準ずる。</p> <p>なお, 周知に当たっては, 次の事項に留意する。</p> <p>ア 地域住民等に対し, 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達を行う際には, 具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する</p> <p>イ 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い, 反復継続して行うよう努める。</p> <p>ウ 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については, 外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
266	1 5 6	<p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>の整備計画</u></p> <p>1 施設整備計画作成の方針</p> <p>(略) 事業施行等に当たっては, 施設全体が未完成であっても, 一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。</p>	<p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</p> <p>1 施設整備計画作成の方針</p> <p>(略) 事業施行等に当たっては, 施設全体が未完成であつても, 一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。また, これらの施設整備等に関する計画は, 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
266	14 下 11 下 8 下 5 下 2	<p>2 実施内容</p> <p>(3) 避難経路の<u>整備</u></p> <p>(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消 防用施設の<u>整備</u></p> <p>(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路，港湾又は漁 港の<u>整備</u></p> <p>(8) 通信施設の<u>整備</u></p> <p>(9) 緩衝地帯として設置する緑地，広場，その他公共空 地の<u>整備</u></p>	<p>2 実施内容</p> <p>(3) 避難経路の整備</p> <p>(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消 防用施設の整備</p> <p>(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路，港湾又は漁 港の整備</p> <p>(8) 通信施設の整備</p> <p>(9) 緩衝地帯として設置する緑地，広場，その他公共空 地の整備</p>	<p>県防災計 画に整合</p>
268	1 2 5 6	<p>第7節 防災訓練<u>計画</u></p> <p>1 市及び防災関係機関は，<u>地震防災対策推進計画の熟 知，関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体 制の強化を目的として，推進地域に係る南海トラフ地震 を想定した防災訓練を実施する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第7節 防災訓練に関する事項</p> <p>1 市及び防災関係機関は，<u>地震発生から津波来襲までの 円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし，推進 地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を少なく とも年1回以上実施するよう努める。</u></p> <p>2 (削除)</p> <p>3 (削除)</p>	<p>県防災計 画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
269	下 12	<p><u>生じた場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 地域住民等に対する教育</p> <p>市は、県及び防災関係機関と協力して<u>地域住民等に対する教育を実施する。</u></p> <p><u>防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。</u></p>	<p>相応した教育を次のとおり実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 地域住民等に対する教育・広報</p> <p>市は、県及び防災関係機関と協力し、<u>ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。</u></p>	県防災計画に整合
	下 8	<p>なお、<u>その教育方法として</u>、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、<u>実践的な教育を行う。この際、障がい者や外国人等の避難行動要支援者に配慮する。</u></p>	<p>なお、<u>実践的な教育・広報のために</u>、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、<u>自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意する。</u></p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
269		(1)～(4) (略)	<p>地域住民等に対する教育・広報の実施方法及び内容は、第2章「地震・津波災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着」に準じ、内容には少なくとも次の事項を含む。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	
270	6	(5) (略)	(5) (略)	県防災計画に整合
		(7) 各地域における避難対象地域、 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> 等に関する知識	(7) 各地域における避難対象地域、 <u>土砂災害警戒区域</u> 等に関する知識	
		(8) (略)	(8) (略)	
	8	<u>(9)</u> 避難生活に関する知識	(9) 地域住民自らが (略) 内容や実施方法	
	9	<u>(10)</u> 地域住民自らが (略) 内容や実施方法	(10) 避難生活に関する知識	
		(11) (略)	(11) (略)	
	15	<u>(新設)</u>	<p>3 教育・広報の実施に当たっての留意事項</p> <p>(1) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。</p> <p>(2) 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
270			<p>他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</p> <p>(3) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(4) 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(5) 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体の Web サイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</p> <p>(6) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</p> <p>(7) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフ</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
270	<p>下 18</p> <p>下 9</p> <p>下 3</p>	<p><u>3</u> 児童生徒等に対する教育 （略）</p> <p><u>4</u> 防災上重要な施設管理者に対する教育 （略）</p> <p><u>5</u> <u>相談窓口の設置</u></p>	<p>レットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</p> <p>（8）南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。</p> <p><u>4</u> 児童生徒等に対する教育 （略）</p> <p><u>5</u> 防災上重要な施設管理者に対する教育 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>県防災計画に整合</p>